

正	副
---	---

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書

記入例

(第一面)

〔記入注意〕

- 1 印欄は、記入しないでください。
- 2 のある欄は、該当するのみに印を付けてください。
- 3 現行の登録事項を、**該当箇所を で囲んでください**を受けようとする場合に記入してください。

手数料欄	別紙貼付欄に手数料の払込受領書(コピー)を貼付して下さい。		
令和 年 月 日	手数料納入済		
一級	17,000円		
二級・木造	12,000円		

一級
二級
木造

建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請書の提出日

徳島建設株式会社
登録申請者氏名 代表取締役 阿波 太郎
(法人である場合は名称及び代表者の氏名)

徳島県指定事務所登録機関
一般社団法人徳島県建築士事務所協会 会長 殿

建 事 務 所	ふりがな 名 称	とくしまけんせつかぶしがいいしやいっきゅうけんちくしむしょ 徳島建設株式会社一級建築士事務所		
	所 在 地	〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館2階 電話(088)652-5862 FAX(088)653-5201		
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		

登 録 申 請 者	あるとき 個人で	氏 名	建築士 の資格	一級建築士 二級建築士 木造建築士 なし
	あるとき 法人で	住 所	個人申請の場合に記入	

登 録 申 請 者	あるとき 個人で	ふりがな 名 称	とくしまけんせつかぶしがいいしや 徳島建設株式会社	
	あるとき 法人で	事務所 所在地	〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館2階	

建 務 理 建 築 所 を 管 理 す る 建 築 士	ふりがな 氏 名	とくしま はなこ 徳島 花子	登録番号	第 号
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	一級建築士	登録を受けた都道府県 名(二級建築士又は木 造建築士の場合)	
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成 年 月 日	修了証番号	

該当項目を選択し、日
及び登録番号

令和 年 月 日
徳島県知事登録 第 号

令和 年 月 日
徳島県知事登録 第 号

更新の場合に記入。新規の
場合は記入しないでください。

(第二面)

所属建築士名簿

〔記入注意〕

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
とくしま はなこ 徳島 花子	一級建築士			構造設計一級建築士	第 号
しこく さぶろう 四国 三郎	一級建築士				
けんちく じろう 建築 次郎	二級建築士		徳島県		
<p>一級、二級、木造建築士の免許を複数所持している方は、上位免許のみ記載してください。</p>					
<p>・管理建築士を含め、所属している建築士全員を記載してください。 ・資格を持っていても、経営などに専念し、設計・工事監理等の業務を行わない場合は記載の必要はございません。 ・一級建築士と構造一級、設備一級の資格をそれぞれ記載してください。 ・この名簿に登録されている建築士は、法第22条の2の規定により、3年ごとの定期講習の受講が義務づけられています。</p>					
<p>有無の 欄に✓を入れてください。 またこの(第二面)にすべての建築士が記載できない場合は、有の 内に✓を入れ、この書類をコピーして使用ください。</p>			<p>それぞれの所属人数を記入してください。</p>		
(備考) 別紙 有 無 <input checked="" type="checkbox"/>	計			一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	2 1 1 名 名 名 名

(第三面)

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏 名	性 別	役 名	生 年 月 日
あわ たろう 阿波 太郎	男	代表取締役	昭和 20年 1月 1日
あわ こたろう 阿波 小太郎	男	取締役	昭和 45年 3月 31日
せっけい ちくこ 設計 築子	女	取締役	昭和 50年 4月 1日
	男・女		年 月 日
	男		年 月 日
	女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男		年 月 日

商業登記簿謄本に記載の役員を記入してください。
「監査役」については、業務執行権を有しないため記載は不要となります。

有無の 欄に✓を入れてください。

(備考)
別紙 有 無

払込受領書貼付欄

添付書類(口)

・登録申請者と管理建築士が異なる場合は両方必要です。

略 歴 書 登録申請者
管理建築士

記入例

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名	阿波 太郎		生年月日	昭和20年1月1日	
建築士の資格	一級建築士	<input type="checkbox"/>	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	二級建築士	<input type="checkbox"/>			
	木造建築士	<input type="checkbox"/>			
	なし	<input checked="" type="checkbox"/>			
学歴	年月日	学校名及び学科名		卒業・終了・中退の別	
	昭和44年 3月31日	大学 学部××学科		卒業	
職歴	期間	勤務先	地位・職名		
	年月～年月				
	平成12年4月～ 現在	徳島建設株式会社	代表取締役		
	平成1年4月～ 平成12年3月	徳島建設株式会社	取締役		
昭和44年4月～ 平成1年3月	四国建築設計	社員			

・略歴欄は現在までを記載してください。
 ・必ず終了年月日を記入してください。

添付書類(口)

略 歴 書 (登録申請者)
(管理建築士)

記入例

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名	徳島 花子		生年月日	昭和36年10月1日	
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>	登録 番号	登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)		
	二級建築士 <input type="checkbox"/>				
木造建築士 <input type="checkbox"/>					
なし <input type="checkbox"/>					
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・終了・中退の別		
	平成1年 3月31日	大学工学部建築学科	卒業		
職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名		
	年月～年月				
職 歴	平成15年4月～ 現在	徳島建設株式会社	管理建築士		
	平成1年4月～ 平成15年3月	有限会社うずしお設計室	社員		
職 歴	<p>・略歴欄は現在までを記載してください。 ・必ず終了年月日を記入してください</p>				

記入例

添付書類(八)

誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

徳島建設株式会社

登録申請者の氏名又は名称...代表取締役...阿波...太郎...

徳島県指定事務所登録機関
一般社団法人徳島県建築士事務所

法人の場合は法人名、代表者役職、氏名を記入
個人の場合は、氏名を記入

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所が閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日の以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しないもの（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

Blank rectangular box for additional information.

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

管理建築士の専任に関する誓約書

私は、建築士法第24条第1項に規定される次の建築士事務所に専任する管理建築士として同法第24条第3項及び第4項の業務を遂行することを誓約します。

令和 年 月 日

徳島県指定事務所登録機関
一般社団法人徳島県建築士事務所協会 会長 殿

建築士事務所名称 徳島建設株式会社一級建築士事務所

管理建築士

管理建築士の自宅住所をご記入ください。

住 所 徳島市 町 番地 -

氏 名 徳島 花子

別記第2号様式

建築士事務所の外部写真（全景）

建築士事務所の外部写真（標識が判別できるもの）

標識については、公衆の見やすい位置に掲示することが義務となっています。

（更新の場合は必須です）

（標識表示例） よこ40cm×たて25cm以上

徳島建設株式会社 一級建築士事務所	
登録	一級建築士事務所 徳島県知事登録 第 号
開設者	徳島建設株式会社 代表取締役 阿波 太郎 （法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入）
管理建築士	一級建築士 徳島 花子
登録の有効期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成19年12月20日より、標識の書式が変更となり「登録の有効期間」の欄が設けられました。

別記第2号様式

建築士事務所の内部写真（2面）

新規の場合でも、事務所内部が整備できている状態の写真を添付してください。

別記第3号様式

附近見取図

記入上の注意：方位，道路及び目標となる地物を明示すること